

庄内町告示第135号

令和3年度庄内町「清河八郎」大河ドラマ誘致協議会補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

庄内町長 原 田 眞 樹

令和3年度庄内町「清河八郎」大河ドラマ誘致協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、真の清河八郎の人間像を広く伝えるとともに交流人口拡大を図るため、清河八郎を主人公とした大河ドラマを誘致する気運を醸成するための活動を実施する庄内町「清河八郎」大河ドラマ誘致協議会（以下「協議会」という。）に対し、予算の範囲内で令和3年度庄内町「清河八郎」大河ドラマ誘致協議会補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（次条において「補助対象事業」という。）は、協議会が実施する大河ドラマを誘致する気運醸成を図るために必要な活動等とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 会議費（茶菓代以外の飲食費を除く。）
- (2) プロモーション映像の製作に係る経費
- (3) 講演会等の開催に係る経費
- (4) 要望活動に係る経費
- (5) 情報発信に係る経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、185,000円以内の額とする。

(交付申請)

第5条 規則第4条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）

(実績報告)

第6条 規則第13条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第1号）
- (2) 収支精算書（様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(概算払)

第7条 町長は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた運営委員会は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、令和3年度庄内町「清河八郎」大河ドラマ誘致協議会補助金概算払請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(財産管理)

第8条 協議会は、この要綱に基づき補助金を受けて取得した財産について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条、第6条関係）

事業計画（実績）書

1 目的	
2 事業内容	
3 事業費等	

様式第2号（第5条、第6条関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

年 月 日

庄内町長 宛

住 所
団体名
代表者氏名 ⑩
電話

令和3年度庄内町「清河八郎」大河ドラマ誘致協議会補助金概算払請求書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知のあった令和3年度庄内町「清河八郎」大河ドラマ誘致協議会補助金について、令和3年度庄内町「清河八郎」大河ドラマ誘致協議会補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 既受領済額 円
- 3 今回請求額 円
- 4 残 額 円
- 5 概算払を必要とする理由

6 振込先

金融機関名		店 名	
種 目	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
フリガナ			
口座名義			